

令和5年第2回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第39号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）

）

議案第64号 市道路線の認定について

報告第9号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

）

報告第15号 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書
について

議案第39号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第3号)(議案書 P7~30)

歳入歳出それぞれ165,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81,698,859千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

市役所庁舎におけるセキュリティの更なる強化のために導入する職員の出退勤管理システムにおいて、庁舎及び執務室エリアへの出入室を管理する職員の対象範囲を拡大し、セキュリティカードを追加発行することに伴い、「消耗品費」を増額するもの

「目4 財政管理費」

寄附金を基金へ積み立てるため、「積立金」を増額するもの

「目6 財産管理費」

市役所庁舎におけるセキュリティの更なる強化のため、庁舎及び執務室エリアの出入口にカードリーダーを増設するとともに、既存システムを活用した職員の出退勤管理システムを導入することに伴

い、「委託料」を増額するもの

「目 7 企画費」

一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用し、公民連携に関する職員及び民間事業者の意識改革を図るとともに、市全体としての公民連携意識の醸成に向け、公民連携人材を育成するための研修を行うことに伴い、「報償費」を増額するもの

「目 1 2 地域活動推進費」

地域における課題の把握や解決を図るため、認定コミュニティが実施する事業に対して助成を行うことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目 1 3 文化行政費」

一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、市民文化会館の指定管理者が舞台芸術の鑑賞機会の充実を図るための公演を実施することに伴い、「委託料」を増額するもの

「目 1 4 スポーツ振興費」

屋内温水プールにおいて、多目的トイレ等の扉を修繕するため、「修繕料」を増額するもの

「目 1 6 防災対策費」

一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、地域団体における各種防災資機材整備に対して助成を行うことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 3 生活保護費」

「目 1 生活保護総務費」

現下の社会経済情勢を考慮した令和5年10月に行われる生活保護基準の改定に対応するため、生活保護システムを改修することに伴い、「委託料」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 1 保健衛生総務費」

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止することに伴い、「特殊勤務手当」を減額するもの

予防接種法施行令の改正により、医療手当や障害年金等の給付の額が増額となったことに伴い、「負担金補助及び交付金」、「扶助

費」を増額するもの

「項 2 清掃費」

「目 1 清掃総務費」

インボイス制度に対応するため、指定ごみ袋保管配送受注収納業務に係るシステムを改修することに伴い、「委託料」を増額するもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「目 1 常備消防費」

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止することに伴い、「特殊勤務手当」を減額するもの

「款 10 教育費」

「項 2 小学校費」

「目 2 教育振興費」

小学校について、エビデンスに基づく個別最適な学びの実現や指導体制を確立するため、学籍、出欠、成績、保健等の学校生活の状況を一元管理できる統合型校務支援システムを導入することに伴い、

「委託料」を増額するもの

「項3 中学校費」

「目2 教育振興費」

中学校について、エビデンスに基づく個別最適な学びの実現や指導体制を確立するため、学籍、出欠、成績、保健等の学校生活の状況を一元管理できる統合型校務支援システムを導入することに伴い、

「委託料」を増額するもの

「項5 社会教育費」

「目3 博物館費」

博物館周辺整備事業としての駒寄川河川管理用通路等の整備について、来館者の安全対策や多自然型護岸を活用した教育活動を行うための環境整備を行うため、転落防止柵の設置等を行うことに伴い、

「委託料」、「工事請負費」を増額するもの

「目6 青少年施設費」

茅ヶ崎公園体験学習センターについて、令和6年4月1日より指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者選定等委員会において臨時委員を委嘱することに伴い、「報酬」、「費用弁償」を増額するほか、公共施設予約システムを改修することに伴い、「委託料」を

増額するもの

「目 7 図書館費」

マイナンバーカードを図書館利用者カードとして利用可能にするほか、リクエスト申込のオンライン化を図るため、図書館システムを更新することに伴い、「委託料」、「使用料及び賃借料」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「生活保護適正実施推進事業費補助金」、「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)」を増額するもの

歳出の事業の財源として、「社会資本整備総合交付金」を減額する

もの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「予防接種健康被害救済費補助金」を増額するもの

「款 1 9 繰入金」

歳出の事業の財源として、「ふるさと基金繰入金」、「ごみ減量

化・資源化基金繰入金」を増額するもの

歳出の事業の財源として、「財政調整基金繰入金」を減額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「保健所業務受託事業収入」、「消防業務受託事業収入」を減額するもの

歳出の事業の財源として、「コミュニティ助成事業助成金」、「地方創生アドバイザー事業助成金」を増額するもの

「款 22 市債」

歳出の事業の財源として、「市営住宅整備事業債」、「博物館整備事業債」を増額するもの

(債務負担行為の補正)

「茅ヶ崎公園体験学習センター指定管理料」について、茅ヶ崎公園体験学習センターにおいて、令和6年4月1日より指定管理者制度を導入するにあたり、令和5年度中に指定管理者の選定に向けた手続きを進めることに伴い、債務負担行為を設定するもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「博物館整備事業」を増額したことに伴い、追加するもの

歳出の事業の財源として、「市営住宅整備事業」を増額したことに伴い、限度額を変更するもの

議案第40号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（議案書 P31）

生活に困窮する外国人に対し生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務において個人番号を利用することにより、対象者の利便性の向上と事務の効率化を図るためのもの

議案第41号 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議案書 P32）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施

行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止するためのもの

議案第42号 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

(議案書 P33～35)

地方税法の改正に伴い、三輪以上の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車の種別割の税率を引き下げるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法を定める等のためのもの

議案第43号 茅ヶ崎公園体験学習センター条例の一部を改正する条例 (議案書 P36～38)

茅ヶ崎公園体験学習センターの管理を指定管理者に行わせることにより、施設の管理に係る専門性を高め、利用者の利便性の向上を図るためのもの

議案第44号 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改

正する条例(議案書 P39)

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免に関し対象となる保険料の納期限を改めるためのもの

議案第45号 茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例(議案書 P40～42)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に鑑み、位置、構造及び管理の基準に係る急速充電設備の範囲を拡大する等のためのもの

議案第46号 公平委員会委員の選任について(議案書 P43～45)

公平委員会委員に 若林 正弘 氏を選任するためのもの

議案第47号 公平委員会委員の選任について(議案書 P46～47)

公平委員会委員に 金子 朋子 氏を選任するためのもの

議案第48号 農業委員会委員の任命について(議案書 P48
~50)

農業委員会委員に 朝倉 直芳 氏を任命するためのもの

議案第49号 農業委員会委員の任命について(議案書 P51
~52)

農業委員会委員に 石坂 豊治 氏を任命するためのもの

議案第50号 農業委員会委員の任命について(議案書 P53
~54)

農業委員会委員に 今井 英夫 氏を任命するためのもの

議案第51号 農業委員会委員の任命について(議案書 P55
~56)

農業委員会委員に 大竹 孝一 氏を任命するためのもの

議案第52号 農業委員会委員の任命について(議案書 P57
~58)

農業委員会委員に 小澤 昇 氏を任命するためのもの

議案第53号 農業委員会委員の任命について(議案書 P59
~60)

農業委員会委員に 柿澤 博 氏を任命するためのもの

議案第54号 農業委員会委員の任命について(議案書 P61
~62)

農業委員会委員に 小西 利章 氏を任命するためのもの

議案第55号 農業委員会委員の任命について(議案書 P63
~64)

農業委員会委員に 齋藤 和子 氏を任命するためのもの

議案第56号 農業委員会委員の任命について(議案書 P65
~66)

農業委員会委員に 杉本 剛昭 氏を任命するためのもの

議案第57号 農業委員会委員の任命について(議案書 P67
~68)

農業委員会委員に 野中 清 氏を任命するためのもの

議案第58号 農業委員会委員の任命について(議案書 P69
~70)

農業委員会委員に 原田 勝幸 氏を任命するためのもの

議案第59号 農業委員会委員の任命について(議案書 P71
~72)

農業委員会委員に 廣瀬 正実 氏を任命するためのもの

議案第60号 農業委員会委員の任命について(議案書 P73
~74)

農業委員会委員に 村越 重芳 氏を任命するためのもの

議案第61号 農業委員会委員の任命について(議案書 P75
~76)

農業委員会委員に 吉田 恵子 氏を任命するためのもの

議案第62号 監査委員の選任について(議案書 P77~79)

監査委員に 伊藤 素明 氏を選任するもの

議案第63号 工事請負契約の締結について(議案書 P80~

82)

道の駅整備事業建設工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第64号の1～6 市道路線の認定について(議案書 P83～100)

- 1 浜見平地内の道路で、独立行政法人都市再生機構が築造し、本市に帰属したもの
- 2 浜見平地内の道路で、独立行政法人都市再生機構が築造し、本市に帰属したもの
- 3 西久保地内の道路で、株式会社マッケンジーハウスが築造し、本市に帰属したもの
- 4 西久保地内の道路で、株式会社マッケンジーハウスが築造し、本市に帰属したもの
- 5 西久保地内の道路で、株式会社マッケンジーハウスが築造し、本市に帰属したもの
- 6 香川三丁目地内の道路で、株式会社マーケットトラストが

築造し、本市に帰属したもの

報告第9号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について(議案書 P101)

(令和4年度事業報告)

公有用地取得事業については、公有用地の取得なし

公有用地売却事業については、上赤羽根堤線道路改良事業用地として、2,46平方メートル茅ヶ崎市に売却し、金額は、780,417円となるもの

保有土地賃貸事業については、保有土地の有効活用を図るため、5,016.58平方メートルを茅ヶ崎市ほかに貸し付けし、金額は、31,940,551円となるもの

(令和4年度収支計算書)

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で、合計は32,721,088円となるもの

収益的支出については、事業原価及び販売費及び一般管理費で、合計は5,763,161円となるもの

資本的収入については、金融機関及び茅ヶ崎市からの借入金

で、合計は2, 330, 000, 000円となるもの

資本的支出については、公有地取得事業費及び借入金償還金
で、合計は2, 355, 694, 196円となるもの

資金収支決算書については、受入資金から支払資金を差し
引いた27, 790, 487円が次年度繰越金となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、現金及び預金、公有用地及び代替地で、
合計は2, 578, 368, 090円となるもの

負債の部については、未払金、短期借入金、未払費用及び前
受収益で、合計は1, 830, 891, 970円となるもの

資本の部については、基本財産、前期繰越準備金及び当期純
利益で、合計は747, 476, 120円となるもの

以上により、負債及び資本の合計は、2, 578, 368,
090円となり、資産合計と一致するもの

(損益計算書)

事業収益については、公共用地取得事業収益で780, 41
7円、附帯等事業収益で31, 940, 551円であり、合計
は32, 720, 968円となるもの

事業原価については、公有地取得事業原価で780,417円、附帯等事業原価で、262,344円であり、合計は1,042,761円となるもの

事業総利益については、事業収益から事業原価を差し引いたもので、31,678,207円となるもの

事業利益については、事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、26,957,807円となるもの

経常利益については、事業利益に事業外収益を加えたもので、26,957,927円となり、この額が当期純利益となるもの

(キャッシュ・フロー計算書)

事業活動によるキャッシュ・フローについては、26,234,015円となるもの

投資活動によるキャッシュ・フローについては、該当なし

財務活動によるキャッシュ・フローについては、25,000,000円の減少となるもの

現金及び現金同等物増加額は、1,234,015円となり、現金及び現金同等物期首残高21,556,472円に1,2

34,015円を加えた22,790,487円が、現金及び現金同等物期末残高となるもの

(財産目録)

令和4年度末における、資産合計から負債合計を差し引いた747,476,120円が純財産となるもの

(借入金明細書)

令和4年度中の借入及び返済状況を借入先別に表したもので、期末残高は、1,830,000,000円となるもの

(公有用地保有状況)

令和4年度末の保有地積は、7,035.46平方メートル、額にして2,549,797,186円となるもの

(令和5年度事業計画)

公有用地取得計画については、予定なし

公有用地売却計画については、上赤羽根堤線道路改良事業用地として売却を行う予定となるもの

その他の事業計画として、保有土地賃貸事業については、令和4年度に引き続き、茅ヶ崎市ほかに貸し付けを行う予定となるもの

なお、これにより算定したものが、令和5年度予算実施計画書となるもの

報告第10号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について(議案書 P102)

(令和4年度事業報告)

指定管理者として、市民文化会館、美術館及び松籟庵、体育館、体育施設の管理運営業務を実施したほか、市民の要望に応えた市民文化会館事業、美術館事業、松籟庵事業、体育館事業、体育施設事業、並びに主に体育館及び体育施設利用時に必要な物品の販売事業を行うなど、文化芸術・スポーツの向上及び振興に努めたもの

(正味財産増減計算書)

経常収益については、基本財産の運用益、主催事業等の事業収益、指定管理料収益、受取補助金などで、合計は、653,660,245円となるもの

経常費用については、財団の運営に要する経費として、事業費及び管理費をそれぞれ支出したもので、合計は、682,566,442円となるもの

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は、△28,906,197円となるもの

当期一般正味財産増減額については、税引前当期一般正味財産増減額△28,906,197円より法人税・住民税及び事業税分123,400円を差し引いた額に、一般正味財産期首残高424,023,423円を加えた、394,993,826円が一般正味財産期末残高となるもの

正味財産期末残高については、指定正味財産がないことから、一般正味財産期末残高と同額となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、流動資産として現金・預金及び未収金、固定資産として基本財産、特定資産、及びその他固定資産で、合計は、490,545,726円となるもの

負債の部については、流動負債として未払金、預り金、固定負債として退職給付引当金で、合計は、95,551,900円となるもの

正味財産の部については、資産合計から負債合計を差し引いたものが一般正味財産であり、負債合計に一般正味財産を合わせた、負債及び正味財産合計は、490,545,726円となり、資産合計

と一致するもの

(財産目録)

貸借対照表における資産合計から負債合計を差し引き、正味財産として表したもの

(令和5年度事業計画)

展開する事業は、公益目的事業として、「芸術文化の振興を目的とする事業」及び「スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業」、収益目的事業として、「物品販売事業」及び「公益目的外施設貸与事業」を行うもの

事業計画については、令和5年度事業計画書及び収支予算書のとおり

報告第11号 土地信託の事務処理状況について(議案書 P103)

土地信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社より、令和4年度事業実績に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類の提出を受け、報告するもの

(令和4年度事業実績)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の
総合管理業務を行ったもの

(損益計算書)

収入の部については、テナントの賃貸料及び共益費等で、収
入合計は92,369,613円、支出の部については、損害
保険料から消費税まで、支出額合計は42,777,850
円、当期信託利益金は、収支差額の49,591,763円と
なるもの

(貸借対照表)

資産の部については、土地及び建物等で、合計は1,364,
086,746円、負債の部については、前受金及び敷金で、合計
は54,759,593円、資本の部については、引受不動産
及び修繕積立金等で、合計は1,259,735,390円、
負債・資本の部の合計は1,314,494,983円とな
り、資産合計から負債・資本合計を差し引いた49,591,76

3円が当期末処分利益金となるもの

(利益金処分計算書)

当期末処分利益金から元本組入額を差し引いた9,700,000円が、令和4年度の信託配当額となるもの

(令和5年度事業計画)

今年度の期間については、三菱UFJ信託銀行株式会社との土地信託契約期間である令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間のもの

(事業計画)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行うもの

信託配当額については、今年度予定されている茅ヶ崎トラストビル全体の大規模修繕等の財源とするため、計上するもの

**報告第12号 令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越
明許費繰越計算書について(議案書 P105~111)**

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「車両管理経費」について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入に係る自動車損害保険料及び公課費において、納期の遅延により年度内での執行が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「情報化推進経費」について、「書かない窓口」に対応した窓口支援システムの導入において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すほか、マイナポイント設定支援において、国が実施するマイナポイント事業の期間延長に合わせて事業期間を延長し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「行政改革推進経費」について、ウェブ口座振替受付システムの構築及びキャッシュレス決済環境の整備に係る財務会計システムの改修において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「組織改正関連経費」について、令和5年4月1日付けの組織改正に係るレイアウト変更等において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「美術館管理運営事業」について、美術館の空調設備修繕において、不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項3 戸籍住民基本台帳費」

「戸籍住民基本台帳管理経費」について、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム改修等において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「萩園いこいの里管理経費」について、老人憩の家萩園いこいの里の空調設備一部改修工事において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「体育館管理経費」について、市体育館の吊り下げ式バスケットゴールの修繕において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項2 児童福祉費」

「民間保育所運営補助事業」について、保育所等が行う送迎用バスへの置き去り防止に係る安全装置の調達において、年度内での完

了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（児童保育費）について、令和4年4月1日から5年4月1日生まれの新生児等に対する市独自の給付金の支給において、出生日により、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「職員給与費」について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に従事する職員の時間外勤務手当において、事業期間の延長により、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種において、事業期間の延長により、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（母子衛生費）について、分娩前ウイルス検査及び幼児健康診査の個別健診において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項2 清掃費」

「粗大ごみ処理施設整備事業」について、粗大ごみ処理施設整備・

運営事業者選定業務委託において、同施設の整備・運営事業の入札不調により、事業契約年度を令和5年度に延期することに伴い、事業者選定業務の年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款5 労働費」

「項1 労働諸費」

「勤労市民会館管理運営経費」について、勤労市民会館の昇降機の修繕において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款7 商工費」

「項1 商工費」

「観光総務管理経費」について、バリアフリーマットの納品について、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「香川甘沼線道路改良事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「市道7449号線道路改良事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「高田萩園線道路改良事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「市道0109号線歩道設置事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「市道0110号線歩道設置事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「行谷芹沢線道路改良事業」について、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「道路照明灯等関係経費」について、道路照明灯設置工事において、部品製作に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「橋りょう等長寿命化推進事業」について、橋りょう等の設計業

務において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「浜園橋橋りょう整備事業」について、電柱移設に係る協議に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項3 河川費」

「河川維持管理経費」について、河川浚渫工事において、土砂の仮置き場に係る調整等に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「千ノ川整備事業」について、補償費の算定において、関係地権者との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「駒寄川整備事業」について、関係地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項4 都市計画費」

「公園緑地等管理運営経費」について、公園施設改修工事において、材料の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないた

め、次年度へ繰り越すもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「消防通信業務管理経費」について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊消防ポンプ自動車において、納期の遅延により、納車後に予定する消防用無線装置と車両動態管理装置の転載事業について、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「消防車両維持管理経費」について、墜落制止用器具において、部材の供給不足により納期が遅延し、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「消防車両整備事業」について、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊消防ポンプ自動車において、部材の供給不足及びシャーシ製造元の出荷が一時停止したことにより納期が遅延し、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「款 10 教育費」

「項 2 小学校費」

「学校施設整備事業」について、茅ヶ崎小学校等の屋内運動場の

照明設備改修工事及び今宿小学校等の空調設備改修工事において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（学校管理費）において、商品調達に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、浜之郷小学校への特別支援学級の設置において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項3 中学校費」

「施設設備補修費」について、梅田中学校屋内運動場の吊り下げ式バスケットゴールの修繕において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「学校施設整備事業」について、第一中学校等の屋内運動場照明設備改修工事、円蔵中学校等のグラウンド改修工事、中島中学校等のトイレ改修工事、萩園中学校等の空調設備改修工事において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「新型コロナウイルス感染症対策事業」（学校管理費）について、商品調達に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めないため、

次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、萩園中学校への特別支援学級の設置において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項4 学校給食費」

「中学校給食施設整備事業」について、中学校配膳室整備設計業務委託において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「項5 社会教育費」

「青少年広場整備事業」について、白浜町青少年広場フェンス及び遊具撤去工事、並びに本村四丁目青少年広場フェンス設置工事において、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

報告第13号 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計 予算の繰越計算書について(議案書 P113~115)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「雨水施設整備事業」及び「汚水施設整備事業」については、事業者との協議に時間を要したことや、国の令和4年度第2次補正

予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたため、事業費を令和5年度に繰り越すもの

「地震対策事業」については、国の令和4年度第2次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたため、事業費を令和5年度に繰り越すもの

報告第14号 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の 継続費繰越計算書について(議案書 P117~119)

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費越額として、「市立病院本館改修事業(その2)」について、事業の出来高に応じて支払った事業費の残額を令和5年度に繰り越すもの

報告第15号 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の 繰越計算書について(議案書 P121~123)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「市立病院本館改修事業(その2)」については、工事の監理業務委託の経費を工事の完了に併せ一括して支払うこととしたため、
「無停電電源装置及び直流電源装置更新事業」、「放射線治療機器購

入」及び「手術支援ロボット購入」については、世界的な半導体不足の影響や新型コロナウイルス感染症の影響による物流の混乱により不測の日数を要したため、事業費を令和5年度に繰り越すもの